

沖縄労働局発表  
平成25年9月13日

担当	沖縄労働局労働基準部 労働基準部長 後藤 稔 賃金室長 大城勝夫 電話：098-868-3421
----	-----------------------------------------------------------

## 平成25年度沖縄県最低賃金【664円】は 平成25年10月26日（土）に発効

沖縄県最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年7月2日、沖縄労働局長（谷 直樹）から沖縄地方最低賃金審議会（会長 宮国 英男）に対し諮問を行った。同審議会は、審議の結果、8月28日、現行の最低賃金の時間額653円を11円引き上げ（引上率1.68%）て、664円に改正することが適当である旨の答申を行った。これを受けて沖縄労働局長は、本日（9月13日）沖縄県最低賃金の改正を決定しました。官報公示を9月26日に行い、平成25年10月26日（土）から効力を有する。

- 1 沖縄県最低賃金は、沖縄県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢等の区別なく適用され、同最低賃金以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則の対象となる。（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当等は、最低賃金に算入されません。）
- 2 沖縄労働局では、平成25年度改正最低賃金の周知広報を図るために、10月25日（金）に街頭キャンペーンを行うことを予定している。
- 3 最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「沖縄県最低賃金総合相談支援センター」（電話 098-859-6210）を設けている他、「業務改善助成金」として、職場の業務を効率化（改善）に要する費用2分の1（上限100万円）補助事業（沖縄労働局賃金室 電話098-868-3421）を行っている。